

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 20 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	加古郡播磨町から高砂市荒井町に至る間の地先	高砂漁協 東二見漁協 西二見漁協 播磨町漁協 東播磨漁協
	"	あおのり漁業	11月1日から5月31日まで	漁場の区域	
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちア、イ、エ、ソ、セ、ス、シ、コ、サ、ク、キ、カ及びHを結んだ線、Hとオを結んだ線 (防波堤に沿う。)並びにオとGを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の 各区域を除く。	
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域1)	
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	点タ、チ、テ及びツを結んだ線と護岸によって囲まれた区域	
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域2)	
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	点D、ト、ナ、E及びFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	またがい漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域3)	
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで	高砂東部及び西部埋立地護岸から沖合15メートル以内の区域	
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで	(除外区域4)	
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで	点G、又、K及びFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	"	つめたがい漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置	
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで	A 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角	
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで	B 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南東角	
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	C 高砂市高砂町相生町地先高砂東部埋立地護岸南西角	
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	D 高砂市東播磨港高砂本港区西防波堤南西角	
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	E 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称一文字堤防)北東端	
	"	とりがい漁業	1月1日から12月31日まで	F 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称御台場堤防)基部	
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで	G 高砂市高砂町向島向島公園東護岸南角の防波堤(導流堤)基部	
	"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	H 加古川市東播磨港別府西港区西防波堤基部に設置した標識	
	"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	I 加古川市金沢町地先神戸製鋼所加古川製鉄所埋立地護岸南西角	
	"	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで	J 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界	
	"	しゃこ漁業	1月1日から12月31日まで	K 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤(通称御台場堤防)南東端	
	"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで	ア Aから護岸に沿い東へ305メートルの点	
	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	イ アから203度30分880メートルの点 ウ Iから護岸に沿い東へ500メートルの点 エ ウから204度2,430メートルの点 オ Gから84度の線と対岸との交点 カ Hから203度40分100メートルの点 キ カから194度50分1,720メートルの点 ク キから181度20分765メートルの点 ケ Iから護岸に沿い東へ467メートルの点 コ ケから205度10分103メートルの点 サ コから205度10分835メートルの点 シ コから130度10分1,606メートルの点 ス シから150度16分965メートルの点 セ スから217度10分965メートルの点 ソ セから234度の線とエと二を結んだ線の交点 タ Bから護岸に沿い西へ15メートルの点 チ タから205度30分1,200メートルの点 ツ Cから護岸に沿い東へ15メートルの点 テ ツから205度30分1,100メートルの点 ト Dから208度30分170メートルの点 ナ Eから227度430メートルの点 ニ Jから196度4,000メートルの点 又 Gから防波堤(導流堤)に沿い1340メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

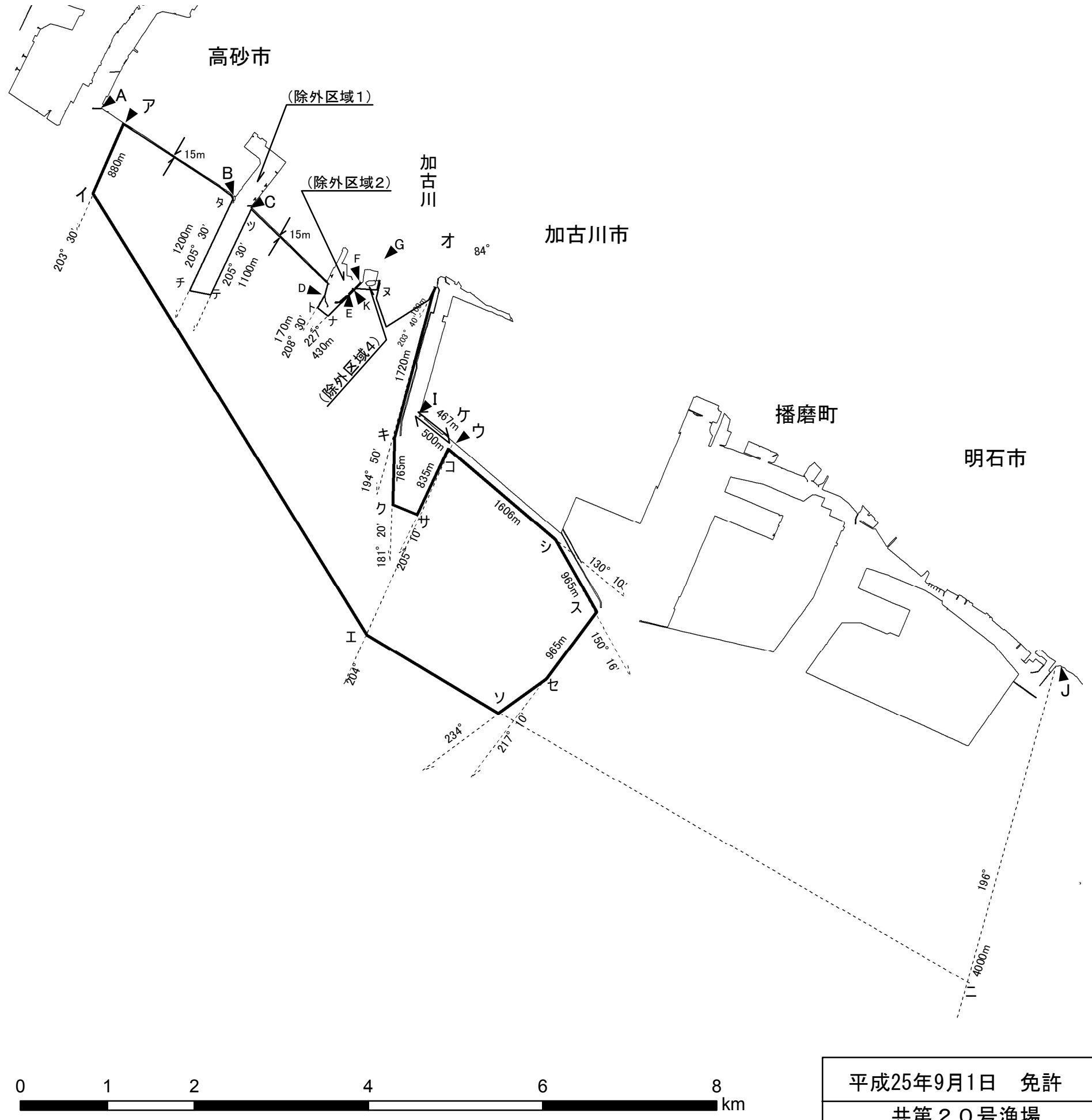
付記  
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第20号  
 漁場の位置 加古郡播磨町から高砂市荒井町に至る間の地先  
 漁場の区域 次の点のうちア、イ、エ、ソ、セ、ス、シ、コ、サ、ク、キ、カ及びHを結んだ線、Hとオを結んだ線（防波堤に沿う。）並びにオとGを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域を除く。

点の位置  
 (除外区域1)  
 点タ、チ、テ及びツを結んだ線と護岸によって囲まれた区域  
 (除外区域2)  
 点D、ト、ナ、E及びFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域  
 (除外区域3)  
 高砂東部及び西部埋立地護岸から沖合15メートル以内の区域  
 (除外区域4)  
 点G、又、K及びFを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置  
 A 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南西角  
 B 高砂市荒井町地先高砂西部埋立地護岸南東角  
 C 高砂市高砂町相生町地先高砂東部埋立地護岸南西角  
 D 高砂市東播磨港高砂本港区西防波堤南西角  
 E 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤（通称一文字堤防）北東端  
 F 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤（通称御台場堤防）基部  
 G 高砂市高砂町向島向島公園東護岸南角の防波堤（導流堤）基部  
 H 加古川市東播磨港別府西港区西防波堤基部に設置した標識  
 I 加古川市金沢町地先神戸製鋼所加古川製鉄所埋立地護岸南西角  
 J 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界  
 K 高砂市東播磨港高砂本港区東防波堤（通称御台場堤防）南東端  
 ア Aから護岸に沿い東へ305メートルの点  
 イ アから203度30分880メートルの点  
 ウ Iから護岸に沿い東へ500メートルの点  
 エ ウから204度2,430メートルの点  
 オ Gから84度の線と対岸との交点  
 カ Hから203度40分100メートルの点  
 キ カから194度50分1,720メートルの点  
 ク キから181度20分765メートルの点  
 ケ Iから護岸に沿い東へ467メートルの点  
 コ ケから205度10分103メートルの点  
 サ コから205度10分835メートルの点  
 シ コから130度10分1,606メートルの点  
 ス シから150度16分965メートルの点  
 セ スから217度10分965メートルの点  
 ソ セから234度の線とエとニを結んだ線の交点  
 タ Bから護岸に沿い西へ15メートルの点  
 チ タから205度30分1,200メートルの点  
 ツ Cから護岸に沿い東へ15メートルの点  
 テ ツから205度30分1,100メートルの点  
 ト Dから208度30分170メートルの点  
 ナ Eから227度430メートルの点  
 ニ Jから196度4,000メートルの点  
 又 Gから防波堤（導流堤）に沿い340メートルの点



平成25年9月1日 免許  
 共第20号漁場